

## 旭川市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
旭川市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称  
北海道旭川市

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標  
(1) 地域におけるアイヌ文化の現状及び課題

### ア 歴史

神居古潭より上流の石狩川流域に居住していたことから、ペニ・ウン・クル（川上に・居る・人）と呼ばれていたいわゆる上川アイヌの人たちは、南北30キロ、東西20キロ、面積440平方キロにわたる北海道最大の上川盆地を中心とした地域を生活の拠点としていたと言われている。

上川アイヌの人々は、石狩川とその支流である牛朱別川、忠別川、美瑛川の各支流筋にコタンを形成し、その恵まれた環境の中で採集・狩猟・漁労を生業とするとともに、広域にわたる交易を行っていた。

明治期になると、開拓政策の中で同化政策が推し進められ、上川アイヌの集住という方針に基づくアイヌ保護政策の一つとして、石狩川の右岸の近文地区に、アイヌの人々の生活の中心となる「近文コタン」が形成されることになる。近文コタンは、都市の中に立地するコタンとして、アイヌの人々がそれまで経験したことのない急激な日本文化との接触に直面しながらも、道北地方で唯一アイヌ文化を伝える人々の住む地として現在に至っている。

東蝦夷地と西蝦夷地のうち、上川アイヌは西蝦夷地域に属する。この東西の区分はアイヌの人々の移住や拡散、混住などを大きく規制し、現在につながるアイヌの文化の違いともなっている。現在、アイヌの人々の集団が多数存在し、文化や言語が比較的残され、アイヌ文化として一般に知られているのは東蝦夷地のもので、西蝦夷地は歴史的に和人の圧迫が激しく、西蝦夷地のアイヌ文化、方言のほとんどは失われてしまい、唯一、旭川地域において言語をはじめとする西蝦夷地のアイヌ文化が残されているとも言える。

### イ 地域の課題、課題解決に向けた方策

旭川のアイヌの人々は、幾多の苦難に直面しながらも、自然を尊び、誇りを持ち、自立自尊の精神で伝統文化を幾代にもわたり伝承してきた。しかし、一方では、伝承者の高齢化が進む中、後継者が少なく、また市民への理解も十分に図られているとは言えない状況にある。

こうした現状を踏まえ、アイヌ文化を歴史的遺産にとどめることなく、若い伝承者が育成され、アイヌ文化が多くの人々から理解され親しまれ、将来に向かって発展していく環境を整える必要がある。

本市においては、次のような基本方針に基づき課題解決に向けた施策を推進していく。

基本方針	施策の方向
アイヌ文化の理解の促進	アイヌ文化に親しみ、学びを深める環境づくり
	アイヌ文化を体験し、普及につながる環境づくり

アイヌ文化の保存と伝承	保存・伝承活動の拠点となる施設の充実
	伝承者の生活の安定による持続的発展

アイヌ文化を生かした産業や観光の振興	魅力の活用と内外への情報発信
	まちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

※アイヌ関連団体

- ・旭川アイヌ協議会（設立：昭和47年11月，代表者：川村久恵，会員数：46名）
- ・旭川アイヌ協会（設立：昭和49年11月，代表者：中井百合子，会員数：10名）
- ・旭川チカップニアイヌ民族文化保存会（設立：昭和58年4月，代表者：川村久恵，会員数：50名）

※アイヌ文化等関連施設

<p>川村カ子トアイヌ記念館</p> <p>所在：旭川市北門町11丁目</p> <p>現況：上川アイヌを代表する川村家が大正5年に私費で設立。アツトゥシ，エムシ，マキリ，チプなど約500点の生活用具のほか，鉄道測量技師として国内外で活躍した川村カ子ト氏の遺品を展示。</p>
<p>旭川市博物館</p> <p>所在：旭川市神楽3条7丁目</p> <p>現況：平成20年常設展示室の一部をアイヌの歴史・文化のメイン展示にリニューアル。大陸や本州と活発に交易を繰り返してきたアイヌの歴史と，文化の伝承と創造に取り組む今日の姿を紹介。</p>
<p>旭川市博物館分館 アイヌ文化の森・伝承のコタン</p> <p>所在：上川郡鷹栖町字近文9線西4号</p> <p>現況：昭和47年開館。上川アイヌの人々が「チノミシリ（我ら・祀る・山）」とする嵐山の公園内に，チセ（家）3棟，プー（貯蔵庫），ヌササン（祭壇）などを復元。また，嵐山公園センターにはアイヌと植物について展示するアイヌ文化資料館を併設。</p>
<p>旭川市立北門中学校 郷土資料室</p> <p>所在：旭川市錦町15丁目</p> <p>現況：昭和63年開館。アイヌの生活用具を中心に展示。北門中学校敷地付近は知里幸恵が13年間を過ごした地であり，平成19年には「知里幸恵資料室」を整備。また中学校の前庭には平成2年に「知里幸恵文学碑」を建立。</p>
<p>旭川市民生活館</p> <p>所在：旭川市緑町15丁目</p> <p>現況：平成元年開館。アイヌの生活用具を展示するほか，アイヌ文化に関する事業を実施し，アイヌと地域住民の交流を図っている。</p>
<p>旭川市近文生活館</p> <p>所在：旭川市錦町14丁目</p> <p>現況：昭和39年開館。平成31年に移転。アイヌ文化の普及，伝承活動等を促進するためアイヌ関連団体専用の作業室を設置。</p>
<p>アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」</p> <p>所在：旭川市宮下通8丁目3番1号 JR旭川駅構内（東側通路）</p>

現況：平成24年開館。①民族衣装・生活用具展示，②ミニジオラマ展示，③パネル展示，  
④アイヌ文化紹介映像コーナー，⑤各種リーフレット配布コーナー

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づきまちづくり

- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- ・「アイヌ文化を生かすまちづくり」の展開による，魅力と活力ある地域社会の形成

(3) 数値目標

	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
重要業績評価指標 (KPI)	博物館入館者数	博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数 (延べ)	観光入込客数	市民生活館利用者数
令和2年度 (基準年度)	29,120人/年間	5,720人/年間 (博物館) 1,020人/年間 (生活館)	600万人/年間	26,070人/年間
令和3年度	29,410人	5,770人 (博) 1,040人 (生)	600万人	26,840人
令和4年度 (中間目標)	29,710人	5,830人 (博) 1,060人 (生)	600万人	27,630人
令和5年度	30,000人	5,910人 (博) 1,080人 (生)	600万人	28,440人
令和6年度 (最終目標)	30,300人	6,200人 (博) 1,100人 (生)	600万人	29,280人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

(1) 「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の管理運営……博物館分館である「アイヌ文化の森・伝承のコタン」の屋外展示物であるチセ3棟や，嵐山公園センター内のアイヌに関する展示資料の保存・管理を行う。

(2) チセの保存活用……チセ3棟の定期補修 (毎年)，大規模改修 (5年に1回)，建替 (15年に1回) を計画的に行い，補修体験を通じて技術の伝承を推進する。チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップを実施する。

- (3) 博物館収蔵アイヌ資料の整備推進……アイヌ語音声資料のデジタル化に向けた調査研究など必要な環境整備を行う。収蔵資料等のデジタル化・多言語化のために必要な業務の調査検討を行うとともに、アイヌ民族資料のデータベース化を推進する。
- (4) アイヌ団体による文化伝承活動や自然素材育成活動の促進……旭川アイヌ協議会や旭川アイヌ協会、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会、川村カ子トアイヌ記念館等による、アイヌ文化の保存・伝承を目的とする活動、文化伝承に必要な自然素材を確保しその栽培・育成を図る活動を促進する。

#### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

- (1) アイヌ文化関連講座の実施……博物館において、アイヌ語、アイヌ文化など多様な講座を開催する。また生活館と連携したアイヌ文化伝承講座を生涯学習フェアにおいて実施する。
- (2) アイヌ文化関連講習会の実施……生活館において、アイヌ文化に関する講習会を開催する。また展示充実のための作品製作（購入）を行う。
- (3) アイヌ民族音楽会の開催……小・中学校において、旭川チカカップニアイヌ民族文化保存会による古式舞踊や民族楽器（ムックル）を披露する音楽会を開催する。
- (4) 体験学習に使用できるアイヌ民族資料の製作……学校等での体験学習に使用できるアイヌ民族資料を製作する。その製作過程を映像に記録して技術伝承や広報活動等に活用する。
- (5) アイヌ学習プログラムの推進……市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を促進する。
- (6) アイヌ自身によるアイヌ文化紹介の小冊子の制作……アイヌ自身の視点に基づいた、アイヌ文化を紹介する情報誌（フリーペーパー）等を制作する。
- (7) 知里幸恵顕彰事業の実施……令和4年の知里幸恵没後100年を記念し、幸恵の業績を称える取組や、北門中学校にある文学碑、資料室、郷土資料室の内容等を広く紹介するための各種事業を実施する。
- (8) アイヌ企画展の開催……博物館等において、アイヌ文化に関する企画展及び関連事業を実施する。

#### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

- (1) アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営……JR旭川駅構内で、アイヌ文化を紹介する情報コーナー「ル・シロシ」を運営する。
- (2) アイヌ語地名の普及促進……アイヌ語地名表記推進懇談会委員の意見を参考に、毎年度「アイヌ語地名表示板」を設置する。アイヌ語地名表示板の設置箇所等を訪ねるバスツアーを実施する。アイヌ語地名に関する講演会等を開催する。
- (3) 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催……「食ベマルシェ」の時期に合わせ、市中心部においてアイヌ古式舞踊の披露、アイヌボーカルユニットのミニコンサート、ムックル演奏体験、アイヌ食文化体験、アイヌ伝統工芸展示などを行う。
- (4) 「アイヌ文化に親しむ日」の実施……11月3日の文化の日に合わせて博物館の常設展示室を無料開放し、それと共にミニブースを作ってアイヌ文化体験などを行う。
- (5) 博物館におけるアイヌ文化情報発信……市内のアイヌ文化施設やアイヌ伝説ゆかりの地、アイヌ語地名などを紹介するパンフレットを制作する。インバウンド対応として、パンフレット等は多言語化（英語、韓国語、繁体字、簡体字など）を図る。併せて博物館アイヌ資料のガイドブック（英語版を含む）を作成する。
- (6) 観光受入体制の充実……アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースを開発し、これを基にパンフレット等（多言語対応）を制作する。また観

光モデルコースをベースに観光ガイド育成のための研修会、モニターツアー等を実施する。

- (7) 観光プロモーションにおけるアイヌ文化の発信……アイヌ文様や木彫熊などをモチーフとしたPRグッズを開発する。
- (8) 観光イベントにおけるアイヌ文化の発信……アイヌの聖地である神居古潭で開催される「こたんまつり」と、「旭川冬まつり」の期間において、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業を行う。
- (9) アイヌブランド商品の開発……有名デザイナー（高級ブランド）とコラボレーションし、試作品の製作等を推進する。
- (10) アイヌ文化施設の整備……川村カ子トアイヌ記念館のコンテンツ拡充など機能の充実に對し、必要な支援を行う。
- (11) アイヌ記念館の特別開館……観光客増が見込まれる夏期において、アイヌ記念館において夜間開館や外国人向け文化体験プログラムなどのサービスを実施する。
- (12) アイヌ文化ガイドの人材育成……アイヌ文化を解説・説明できる人材を育成するため、アイヌ記念館において働きながら学ぶ職場研修を実施する。
- (13) 市中心部におけるアイヌ文化の発信……駅や中心市街地において、アイヌ文化をモチーフとする、モニュメントの設置、冬期間における街あかりイルミネーションの設置、案内サインへのアイヌ語やアイヌ文様の表記などの取組を行う。
- (14) 上川アイヌ聖地の観光案内整備……上川アイヌの聖地であるチノミシリ（嵐山）にある「アイヌ文化の森・伝承のコタン」について、観光客を分かりやすく誘導するための看板や案内の整備を行う。
- (15) アイヌ音楽イベントの開催……世界的にも注目されているアイヌ音楽の魅力を発信するためのイベントを実施する。
- (16) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
  - ①ブランド商品の開発支援……アイヌ関係者が取り組む新たなブランド商品の開発や、その知的財産の保護、販路開拓のための首都圏等でのプロモーション等について、支援のあり方の検討を進める。
  - ②アイヌ文化発信のための映像コンテンツ等の開発……アイヌ文化のPR用動画の作成と駅・空港・公共施設等での上映、国内外で実施する本市観光プロモーションにおける宣伝活動などについて、アイヌ記念館の整備時期等を踏まえ手法の検討を進める。
  - ③公共空間における大規模イベントの実施……様々なイベント開催時におけるアイヌ文化をテーマとする大規模イベントの実施について、検討を進める。
  - ④アイヌ伝説ゆかりの神居古潭周辺の環境整備……神居古潭周辺の石狩川河川敷は、落石等の危険があるため現在近づくことが困難であり、アイヌ伝説ゆかりの景観を見ることができない箇所が多くなっている。その環境を改善しアクセスを整備するための手法について検討を進める。

#### 4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

- (1) 生活館の整備……老朽化している市民生活館・近文生活館の設備等の整備を計画的に実施する。
- (2) アイヌ施策推進検討委員会（仮称）の開催……生活館において、アイヌ関連団体と協力者、有識者等で構成するアイヌ施策推進検討委員会（仮称）を定期的に開催し、施策の具体化や検討課題の整理を図る。
- (3) 以下の事業については、本計画期間内での実施を目標に検討を進める。
  - ①サハリンのアイヌ民族資料の紹介……友好都市であるロシアのユジノサハリンスク市に

あるアイヌ民族資料を紹介する展覧会等の開催について、検討を進める。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1 (2), (3), 4-2 (1) ~ (8) と同じ。

事業期間：令和2年度~令和6年度

事業費：54,060千円(事業スケジュールを添付)

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3 (2) ~ (4), (6), (8), (10), (13) ~ (15) と同じ。

事業期間：令和2年度~令和6年度

事業費：287,676千円(事業スケジュールを添付)

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4 (1) と同じ。

事業期間：令和2年度~令和6年度

事業費：37,657千円(事業スケジュールを添付)

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■ 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■ 4-2に記載する事業は、地域の人々のアイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化を尊重した、観光や産業の振興に寄与する多様な取組を実施することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌの人々の地域コミュニティ施設の充実を図ることによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

市の事業として実施するものが大半であり、委託事業及び補助事業についても市の関係部局が適正に選定するところであるので、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

事業実施に当たっては、担当部署である社会教育部文化振興課、同部博物館、地域振興部地域振興課、同部都市計画課、福祉保険部福祉保険課、観光スポーツ交流部観光課が、事業内容の妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

市の予算措置を伴うので、スケジュール等が変更になる可能性はあるが、計画的に取り組むことの妥当性については検証を行っている。

「4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項」において「検討を進める」としている事業について、内容が確定した場合は、必要な計画の修正を行う。

■地域住民の意見聴取

地域のアイヌ団体である旭川アイヌ協議会、旭川アイヌ協会との意見交換により内容を検討し、課題とその解決に向けた方策などについての認識の共有を図り、計画内容について理解を得た。アイヌ文化の保存・伝承活動に協力する市民団体の理解も得ている。令和2年度からは、検討委員会を設置して更に定期的な協議を行っていく。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載する重要業績評価指標（KPI）である「博物館入館者数」「博物館におけるアイヌ文化関連事業の参加者数及び生活館におけるアイヌ文化関連講習会の受講者数（延べ）」「観光入込客数」「市民生活館利用者数」について、実績値を公表する。

また関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間内における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月までに関係部課長会議やアイヌ施策推進検討委員会（仮称）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

市の公式ウェブサイトにて公表する。